



佐賀県公報

平成21年
2月24日
(火曜日)
第13129号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

道路の区域の変更	(五〇・道路課)	一
"	(五一・ "	一
道路の供用開始	(五一・ "	一
道路の区域の変更	(五二・ "	二
"	(五三・ "	二
公有水面埋立てに関する工事の竣工認可	(五四・港湾課)	二
"	(五五・ "	三
告示	(農地整備課)	四
県営石田上地区土地改良事業計画変更決定	("	五
県営可部良地区土地改良事業計画変更決定	("	五
県営長尾第1地区土地改良事業計画変更決定	("	五
県営大谷地区土地改良事業計画変更決定	("	五
換地処分	("	六

告示

◎佐賀県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年二月二十四日から平成二十一年三月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧供する。

平成二十一年二月二十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名

区

間

変更前後の別

幅員メートル

延長メートル

県道 佐賀脊振線	佐賀市久保泉町大字上和泉字泉十七号一三五七番七地先から佐賀市久保泉町大字川久保字道手七九七番二地先まで	前	後	六 七・七 六・四	五 八二・五

◎佐賀県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年二月二十四日から平成二十一年三月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名

区

間

変更前後の別

幅員メートル

延長メートル

一般国道 四四四号	小城市芦刈町永田字南里搦二八三八番一地先から小城市芦刈町永田字東子ノ日二三五〇番四地先まで	前	後	八 九・六 八・五	一 八九・六 一八九・八
	小城市芦刈町永田字南里搦二八三八番一地先から小城市芦刈町永田字東子ノ日二三五〇番四地先まで				

●佐賀県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の通り道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年二月二十四日から平成二十一年三月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供る。

平成二十一年二月二十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	小城市芦刈町永田字南里搦二八三八番一地从先から 小城市芦刈町永田字東子ノ日三三五〇番四地先まで	平成二一・二・二四

●佐賀県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年二月二十四日から平成二十一年三月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供る。

平成二十一年二月二十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	区間	変更前後の別	幅員	延長
	東松浦郡玄海町大字長倉字宿ノ内一四九〇番一地从先から 東松浦郡玄海町大字諸浦字浜の田三四九番地先まで	後	四八・〇 一〇・四	一七二・一

東松浦郡玄海町大字長倉字宿ノ内一四九〇番一地从先から 東松浦郡玄海町大字諸浦字浜の田三四九番地先まで	前	一三・二 六・一	一七一・九
---	---	-------------	-------

東松浦郡玄海町大字長倉字岩崎一五三七番四地先から 東松浦郡玄海町大字新田字大新田一五五三番一地从先まで 東松浦郡玄海町大字新田字大新田一五五四番三地从先から 東松浦郡玄海町大字新田字大新田一五八七番一地从先まで	前	二七・四 一三・〇 二八・六 六・二	六三二・六 四九七・二
--	---	-----------------------------	----------------

東松浦郡玄海町大字新田字大新田一五五四番三地从先から 東松浦郡玄海町大字新田字大新田一五八七番一地从先まで	前	一三・六 六・二	四九九・六
--	---	-------------	-------

●佐賀県告示第五十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事の竣功を認可した。

平成二十一年二月二十四日

星賀港港湾管理者

佐賀県知事 古川 康

一 竣功認可の年月日 平成二十一年二月十六日

- 二 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (一) 名称 佐賀県
 - (二) 住所 佐賀市内一丁目一番五十九号
 - (三) 代表者の氏名 佐賀県知事 古川 康
 - 三 埋立区域

(一) 位置 唐津市肥前町星賀字行田山乙五八四番一、乙五八四番二、乙五八

四番三、乙五八五番一、乙五八六番一、乙五九〇番一三、乙五九〇番一四及び乙五九〇番一二の地先公有水面並びに乙五九一番三に接する護岸の地先公有水面

(二) 区域

ア A地区 次の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点

との地点を結ぶ平成七年秋分の満潮位(D・Lプラス二・五七メートル)における公有水面と陸地との境界線、 の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 国土地理院空田代四等三角点(北緯三三度二六分三二秒、東経一二九度四八分一六秒)から二七五度五二分五七秒一、二八七・一〇メートルの地点

の地点 の地点から四五度五四分二秒一三三・七三メートルの地点

の地点 の地点から一三五度五四分二秒一・二〇メートルの地点

の地点 の地点から三四度三五分三七秒三・五七メートルの地点

の地点 の地点から三一五度五四分二秒一一・五〇メートルの地点

の地点 の地点から二二五度五四分二秒一三六・三二メートルの地点

の地点 地点

イ B地区 次の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点

との地点を結ぶ平成七年秋分の満潮位(D・Lプラス二・五七メートル)における公有水面と陸地との境界線、 の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 の地点から四五度五四分二秒八七・七〇メートルの地点

の地点 の地点から九〇度五四分二秒五・〇〇メートルの地点
 の地点 の地点から一三五度五四分二秒四二・一七メートルの地点
 地点

の地点 の地点から二五度四一分三五秒三・八三メートルの地点
 の地点 の地点から三三四度三〇分〇秒一三・八〇メートルの地点

の地点 の地点から三二五度五四分二秒二七・七六メートルの地点
 地点

の地点 の地点から〇度五四分二秒五・〇〇メートルの地点

(三) 面積 一、八四八・六四平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号

(一) 年月日 平成八年四月十九日

(二) 番号 佐賀県指令八港第一号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村名 唐津市

●佐賀県告示第五十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事の竣功を認可した。

平成二十一年二月二十四日

星賀港港湾管理者

佐賀県知事 古 川 康

一 竣功認可の年月日 平成二十一年二月十六日

二 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 唐津市

(二) 住所 唐津市西城内一番一号

(三) 代表者の氏名 唐津市長 坂井 俊之

三 埋立区域

(一) 位置 唐津市肥前町星賀字行田山之五八四番一、乙五八四番二、乙五八四番三、乙五八五番一、乙五八六番一、乙五九〇番一三、乙五九〇番一四及び乙五九〇番一二の地先公有水面並びに乙五九一番三に接する護岸の地先公有水面

(二) 区域

ア A地区 次の 地点と の地点を結ぶ平成七年秋分の満潮位(D・Lプラス二・五七メートル)における公有水面と陸地との境界線、 の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 国土地理院空田代四等三角点(北緯三三度二六分三二秒、東経一二九度四八分一六秒)から二七五度二分四四秒一、二六一・七三メートルの地点

の地点 の地点から五六度五三分〇四秒八七・七七メートルの地点
の地点 の地点から三一五度五四分二秒四二・一七メートルの地点

の地点 の地点から二七〇度五四分二秒五・〇〇メートルの地点
の地点 の地点から二二五度五四分二秒八七・七〇メートルの地点

の地点 の地点から一四〇度三八分〇四秒一五・二八メートルの地点
点 の地点から一三三〇度三八分〇四秒四・〇〇メートルの地点

イ B地区 次の 地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点と の地点を結ぶ平成七年秋分の満潮位(D・Lプラス二・五七メートル)における公有水面と陸地との境界線、 の地点と

の地点を結んだ線及び の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 の地点から四五度五四分二秒一五・〇七メートルの地点
の地点 の地点から一八〇度五四分二秒五・〇〇メートルの地点
の地点 の地点から一三五度五四分二秒二七・七六メートルの地点

点 の地点から四度四八分〇秒四五・七八メートルの地点

の地点 の地点から三一五度五四分二秒一・二〇メートルの地点

(三) 面積 三、四五〇・一三平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号

(一) 年月日 平成八年四月十九日

(二) 番号 佐賀県指令八港第二号

五 公有水面埋立法第二十一条第三項の市町村名 唐津市

○ 公 告

県営土地改良事業(ため池等整備)石田上地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成21年4月9日までに佐賀県唐津農林事務所(郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1)に提出してください。

平成21年2月24日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(ため池等整備)石田上地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

<p>平成21年2月25日から平成21年3月25日まで</p> <p>3 縦覧の場所 玄海町役場</p> <p>県営土地改良事業(ため池等整備)加部良地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成21年4月9日までに佐賀県唐津農林事務所(郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1)に提出してください。</p> <p>平成21年2月24日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業(ため池等整備)加部良地区の変更後の土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成21年2月25日から平成21年3月25日まで</p> <p>3 縦覧の場所 玄海町役場</p> <p>県営土地改良事業(ため池等整備)長尾第1地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成21年4月9日までに佐賀県唐津農林事務所(郵便番号847-0056 唐津市坊主町</p>	<p>433番地1)に提出してください。</p> <p>平成21年2月24日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業(ため池等整備)長尾第1地区の変更後の土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成21年2月25日から平成21年3月25日まで</p> <p>3 縦覧の場所 唐津市役所</p> <p>県営土地改良事業(ため池等整備)大谷地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成21年4月9日までに佐賀県唐津農林事務所(郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1)に提出してください。</p> <p>平成21年2月24日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業(ため池等整備)大谷地区の変更後の土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成21年2月25日から平成21年3月25日まで</p> <p>3 縦覧の場所 唐津市役所</p>
--	---

県営土地改良事業（中山間地域総合整備）相知地区伊岐佐下換地区の換地計画に基づき、平成21年2月5日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。

平成21年2月24日

佐賀県知事 古川 康

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年二月二十四日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
 印刷社 (株)佐賀印刷社